

酒井家庄内入部400年 徳川信康の慰霊祭は何故



徳川信康の慰霊祭の神社

今年、庄内に酒井家が1622年、藩主として入部してから400年になります。

その由来は何でしょうか。その使者となった忠

次が、信康をかばわなかったからとされています。

鶴岡市では記念事業実行委員会（委員長・皆川治市長）が組織され、4311万円の支援が予算化されました。

酒井家の初代当主・酒井忠次（ただつぐ）は、徳川四天王のひとりでした。

酒井家3代目の忠勝のときに、信州松代から庄内に入部しました。忠勝は、新たな領地で検地を徹底し、入部

8月の庄内大祭の始めに毎年、徳川家康の長男、信康（のぶやす）の慰霊祭を、下山王日枝神社（お山王はん）で行ってから、酒井家

信康が、織田信長に切腹を命じられた事件がありました。信康の母の築山殿（今川方）と、信康の妻の徳姫（織田信長の娘）が折り合いが悪く、信康とも不和になったので、徳姫が父の信長に手紙を書きました。

隠し田畑が摘発されて、農民には年貢の大幅な増税になりました。

下山王日枝神社

←日本共産党のはてなリーフから⑤

天皇の制度

現在も将来も「憲法」にもとづいて

与党になったら天皇制は廃止？ そんなことは絶対にしません。私たちは綱領で、天皇の制度をふくめ「憲法の全条項を守る」と決めています。「(天皇は) 国政に関する権能を有しない」(第4条)——天皇の政治利用を許さないことをはじめ、憲法を厳格に守ります。

「主権回復の日」記念式典への出席——最悪の政治利用

かつて安倍政権は、「愛国精神」高揚のため、戦後日本が「独立した日」を祝う記念式典への天皇出席を強行。同日を、米国にひきわたされた「屈辱の日」とする沖縄県民の心をふみにじりました。特定の立場を国民におしつけるため「天皇」を利用することは憲法違反です。

将来は

一人の個人が国を象徴する制度は、人間の平等と両立しない——私たちはこう考えていますが、それを社会におしつけることはしません。天皇の地位は「主権の存する国民の総意に基づく」(第1条)。続けるか、なくすかは、あくまで憲法にもとづいて国民の総意にゆだねる。これが私たちの方針です。



カマキリの巣作り

鈴木重雄（八色木）

わが家の何処かに毎年、カマキリが巣を作る。

（よう）のある顔は、子ども達に人気のある昆虫である。

玄関の庇（ひさし）2段あまりの高さに、壁土を丸めたようにくっつけて作った。

カマキリは、春に生まれて、夏に成虫になり、秋に交尾・産卵し、一生を終える。

何時どのようにして作ったか判らないが、最近目についた。

そして、生まれた卵は、翌年春に孵化（ふか）する。

毎年車庫を兼ねた物置小屋に作るのだが、今年は玄関である。

交尾相手を食べる習性があると言うが、実際には雌が雄を食べる割合は、13%から28%だと言う。

そしていつもの年は50センチ60センチの高さであるが、今年は2段位の高い所である。

あらゆる種のカマキリが、交尾相手を食べるわけではないと言う。

昔からカマキリは、大雪の年は高い所に営巣すると言う。

雌が非常に腹を空かしているか、雄が雌を怒らせるかした場合に、雌がそうした行動をとるかもしれません。

カマキリに自然界の摂理を教えるもらった。秋になるとよく目にするカマキリはどんな生きものなんだろう。

今年こそしっかりと観察しようと思います。

三角形の顔を事由に動かし、愛嬌（あいぎ

今年こそしっかりと観察しようと思います。



カマキリが、わが家の玄関の庇2段の高さに、巣を作った

基本補助額	内容による加算（工事費に対する割合・限度額） 移住・新婚・子育て世帯、一般世帯 共通				
	鶴岡産材 1.5 m ² 以上 または仕上 0.3 m ² 以上	新型コロナ対策①※1	新型コロナ対策②※2	空き家活用	耐震補強工事
【移住・新婚・子育て世帯】 工事費の 20% 上限30万円 【上記以外の一般世帯】 工事費の 10% 上限20万円	+5% 10万円	+2.5% 5万円	+2.5% 5万円	+5% 10万円	+耐震補強工事費の 1/3 60万円
【特別枠】（移住かつ空き家活用）一律 20%・上限 200 万円 ※世帯主を含む移住					

住宅リフォーム支援4月1日開始 問い合わせ多く、事前受付・抽選

鶴岡市では令和4年度住宅リフォーム支援事業の受付を4月1日から開始しました。

一定の要件工事（バリアフリー化、断熱化、新型コロナ対策等）を含む30万円以上の住宅リフォーム工事に、補助金が受けられます。補助基本額は、移住世帯、新婚世帯、子育て世帯で工事費の20%（上限30万円）、それ以外の一般世帯は、工事費の10%（上限20万円）の補助となります。

鶴岡産木材の使用、

新型コロナウイルス対策、空き家活用を行った場合は、加算を受けられることができます。

昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準の住宅を、耐震診断に基づき補強工事をおこなう場合は、耐震改修費用の1/3かつ上限60万円が補助されます。

リフォーム補助工事と併用しての申請も可能です。

特別枠として、移住世帯かつ空き家活用で、工事費の20%（上限200万円）の補助が受けられます。

令和4年度は、問い合わせが多いため、期間を設定して事前受付

を行い、申請額が予算の範囲を超えた場合には、抽選で交付対象者を決定します。

※1 新型コロナ対策①は、1項目該当で+2.5%上限5万円。2項目該当で+5%上限10万円。2項目まで利用可能。

《対象要件》・宅配ボックス又はモニター付きインターホン設置・タッチレス水洗器具設置・自動開閉式便座取替

※2 新型コロナ対策②は、1項目該当で+5%上限10万円。1項目だけ利用可能。
《対象要件》・住宅内や玄関脇に手洗い器設置・通風式玄関ドア取換又は換気用の開口部設置・テレワーク等のワークスペース設置または改良

ひと

日下部勇一（庄内町榎島）

波瀾（乱）万丈の人生

青山 崇

■初めてのストライキ

1966年(昭和41)、働く環境改善・賃金引



上げを求めて、組合が初めてストライキを決定した。

田川地区印刷産業労働組合、田川地区労加盟組合の鉢巻姿の多数の支援の仲間たちが、会社前の道路に集まり、支援の輪が大きく広がった。

社長は雲隠れし団体交渉に出ないので、手分けして探した。

公園前の小料理屋にいた。引つ張りだし団体交渉を始めた。賃金引き上げや職場の環境改善で、前進の

回答があり、組合に加盟していない人からも大変喜ばれたことが記憶に残っている。

ここで富士印刷のことを少し書いておこう。1952年、山田印刷と庄内銀行で不二印刷を立上げ、山形新聞鶴岡市局長を社長にして創業。

1959年、若葉町から泉町へ移転、不二印刷を富士印刷に改称。1966年ストライキの雲隠れ社長は、やはり支局長であった。そうでなくなるのは



白でも黒でもない

前々号で、裁判官の審判は有罪と無罪があると書いた。しかし、有罪でも無罪でもない審判が出てきたのだ。それは、1票の格差が憲法で言う平等といえるかどうかの審判にだ。▲ここでは、憲法に合っていない「合憲」で、合っていないければ「違憲」といわなければならぬのに、「違憲状態」という言い方だ。

▲こんな判決は、昨年10月の衆院選で「1票の格差」が2・08倍だったものは投票価値の平等を求める憲法に違反するとして、全国で起こされた16件の裁判に出てきた表現だ。シロでなければクロなのだ。怪しい言葉を裁判所が作ったのか。

▲合憲が9件で、違憲状態というのが7件。同じものの審判でほぼ同数に分かれたんだ。

1972年からである。1950・60年代は、ほとんどの会社・役所で封建的遺制が残っていた。

筆者の庄内農高もいろいろあり、最も切実なことは、職員トイレが男女分離されていたことだった。女子職員の気苦労は大変だった。

このようなことへの取り組みは、当時叫ばれた「職場から組合づくり」で、職場分会での活動の強化が促された。

まとめて、最高裁で審判を下すとの事だが。

▲広島高裁のことが山新に載っていた。その記事は、「国会が人口比を反映しやすい「アダムズ方式」を今後導入するなどから「格差が2倍未満になるような是正措置を講じた」と評価し、昨年の衆院選は「投票価値の平等」という憲法の要請に反する状態とは言えない」とした。」とあり、だから合憲の審判なのだ出ていたんだ。

▲これを読んで不思議に思った人は大勢いると思うんだが、1票の格差が2・08倍が憲法で許されることなのか。の審判で、今後の見通して審判するんですか。と。今後国会で法律改正することを期待して、過去の事を審判しないんですか。と。

▲法律改正が不成立の時？司法が行政に付度し、立法には宿題を出したか。(石川)